

あなたの相続手続を応援します！ 「法定相続情報証明制度」

全国の登記所（法務局）では、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」を取り扱っています。この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本や住民票一式を関係機関に何度も提出する必要がなくなります。

一度、戸籍謄本等と、相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）、申出書等を法務局に提出していただければ、これらを確認した上で、法定相続情報一覧図の写しの証明を必要な分だけ無料で発行します。相続登記はもちろん、亡くなった方名義の預貯金の払出し、相続税の申告及び年金等手続にも利用できます。

※詳しい内容は法務局ホームページを御覧ください。
http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html

預けて安心！「自筆証書遺言書 保管制度」が始まりました

本年7月10日から全国312箇所の法務局で、御自身で作成した遺言書を保管することができるようになりました。

相続をめぐる紛争を防止するという観点から、御自身の最後の意思表示を、法的効力のある遺言書の作成によって行うことは、安心して老後の生活を送るためにも有効な手段といえます。

この制度を利用すると、遺言書の紛失や改ざんを防止することができ、相続発生後の検認手続も不要になります。

※詳しい内容は法務省ホームページを御覧ください。
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

〈両制度についての問い合わせ先〉
釧路地方法務局 北見支局 ☎0157-23-6166

【年末年始】町有施設の休館・休業のお知らせ

年末年始の町有施設・各種業務は、次の通りお休みいたします（通常休館・休業日を含みます）。

○＝開庁・開館・営業・運行、△＝営業時間変更、×＝閉庁・休館・休業・運休

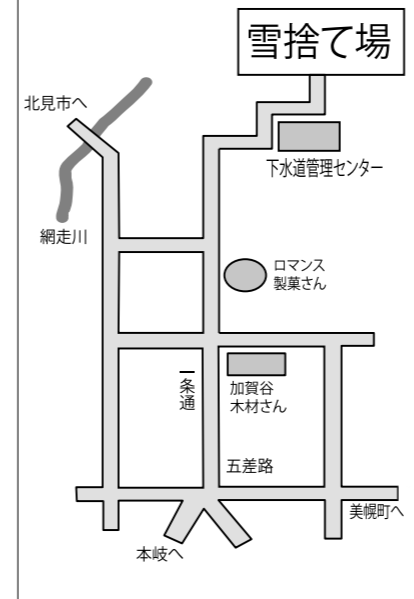
施設・業務	令和2年12月				令和3年1月				
	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)	1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(月)	5日(火)
役場庁舎	○	○	×	×	×	×	×	×	○
さんさん館	○	○	×	×	×	×	×	×	○
中央公民館	×	○	×	×	×	×	×	×	○
農トレ	×	○	×	×	×	×	×	×	○
町民会館	×	○	×	×	×	×	×	×	○
児童館	○	○	×	×	×	×	×	×	○
公衆浴場	×	○	○	△	×	×	×	×	○
	※12月31日(木)は正午から午後4時まで営業。								
木材工芸館キノス	○	×	×	×	×	×	×	×	×
ネイチャーセンター	期間中休館ですが、各種体験プログラム、ガイドツアーは随時実施いたします(要事前予約)。								
施設・業務	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)	1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(月)	5日(火)
道の駅あいおい	○	×	○	×	×	×	△	△	△
	※1月3日～5日は午前10時から午後3時まで営業。1月6日～8日は休業。								
まちバス	通常通り			×	×	×	×	通常通り	
	※予約運行(相生線は一部予約無しで乗車できます)。まちバス直通電話 ☎76-2166								
ごみ収集	通常通り			×	×	×	×	×	通常通り
生ごみ直接搬入	×	○	×	×	×	×	×	×	○
一般廃棄物処分場・リサイクルセンター・クリーンセンター	○	○	○	×	×	×	×	×	○
水道業務	水道業務は直接業者にお申し出ください。年末年始は次の業者が担当します。			(株)そうけん津別支店 ☎77-3215	×	(株)四ツ輪工業 ☎73-3673	※元日は業者も休業。		

除雪作業にご理解とご協力をお願いします



町では皆さんのご意見やご要望を念頭に置いて、安全で迅速、効率的な除雪を行っています。しかし、行政だけの除雪には作業に限界があり、町民の皆さん一人ひとりのご理解と地域ぐるみの協力が不可欠です。いよいよ除雪のシーズンの到来です。次のことについて、今年も皆さんのご協力をお願いします。

雪捨て場案内図



自宅や車庫出入口に、車両用スロープ台や看板用ブロックなどを置かないでください。作業の支障や事故の原因となります。

道路上に物を置かないで

路上駐車は、除雪作業への支障ばかりではなく、交通事故につながるおそれがあります。絶対にしないでください。故障などでやむを得ない場合は、除雪車や他の車に分かるような措置を取りましょう。そしてできる限り速やかに移動してください。

路上駐車はやめて

除雪の出動基準はおおむね積雪10cmとし、早朝3時頃から出動します。騒音や振動で迷惑をお掛けいたしますが、ご理解をお願いします。

早朝の作業にご理解を

除雪では常に『安全』を意識して作業を行っています。除雪車は音も大きく、後方などに死角が多いことから大変危険です。絶対に近寄らないでください。特に子どもに対するご指導をお願いします。

除雪車に近づかないで

また、排雪のときに除雪車に向かって雪を出すこともおやめください。除雪車に近づくことになり、大変危険です。ご家庭や事業所敷地内、または指定の雪捨て場(場所は上図のとおり)に搬出してください。

道路に雪を出さないで

車道や歩道に出された雪がよく見られます。車道や歩道に雪が出されると、わだちが生じて自動車のハンドルを取られたり、歩行者(多くは子どもやお年寄り)が車道を歩かざるを得ないなど、危険な事態につながります。

道路に雪を出さないで

※「道路への雪出し」は法律で禁止行為とされています(道路交通法：三月以下の懲役、又は五万円以下の罰金)。

除雪に関する問い合わせは

- ・国道に関すること
北海道開発局網走開発建設部北見道路事務所
☎0157-36-2281
- ・道道に関すること
オホーツク総合振興局網走建設管理部事業課
☎0152-41-0742
- ・町道に関すること
役場建設課 ☎76-2151
除雪センター ☎76-2739